

静岡県告示第155号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一色久沢線	富士市厚原字八笠 1886 番の 7 から 富士市厚原字八笠 1890 番の 18 まで	令和7年3月7日

=====

静岡県告示第156号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津森線	掛川市倉真字松葉前後8076番の26から 掛川市倉真字松葉若宮8049番の20まで	令和7年3月7日